

## 第13節 交通対策計画

第1項	陸上の交通対策	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
		<input type="checkbox"/> 警察	
第2項	海上交通規制	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 産業振興班

### 【基本方針】

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安本部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

市は、これらの関係機関や事業者と連携を図りつつ、施設管理者が行う応急対策に協力する。

### 第1項 陸上の交通対策

#### 1. 被害状況の把握

道路管理者及び警察署は災害発生時には道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。市は市域の道路並びに市が所管する道路について巡視点検を行い、被害状況の把握に努める。

#### 《パトロール時の留意点》

- a. 法面の土砂や樹木の崩落状況
- b. 側溝等の流水状況
- c. 橋梁の滞留物の状況
- d. 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- e. 応急復旧に必要な資機材の判断

#### 2. 交通規制の実施

道路管理者及び警察署は、災害の発生により交通施設または道路等の使用に危険な状況が予想され、あるいは危険な状況を発見したとき、もしくはこれらの情報を通報により認知したときには、次の区分により区間を定め道路通行を規制または禁止し、関係機関との相互連携のもとで道路使用に関し適切な処置をとる。

(1) 実施機関

《交通規制実施機関》			
実施責任者		範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路（株）	1. 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 2. 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法第46条
	公安委員会	災害応急対策に従事する場合、または災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合	基本法第76条
	公安委員会, 警察署長 (区間または期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法第4条及び第5条
警 察	警 察 官	道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条

(2) 実施要領

1) 警察（公安委員会）による交通規制等

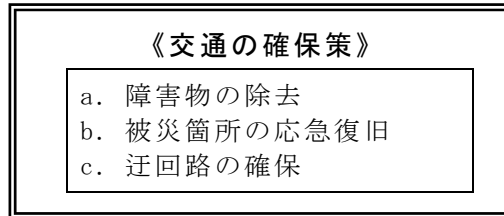
- ア. 警察（公安委員会）は災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合に、交通安全確保及び交通の円滑化を図り災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行確保を行う目的で必要があると認められるときには、区間または区域を指定し緊急通行車両以外の車両通行を禁止または制限する。
- イ. 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときには緊急通行車両の先導を行う。
- ウ. 緊急通行車両通行の確保等の的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、警察並びに市は関係機関・団体に対する協力要請並びに広域交通管制及び交通広報等による交通総量の抑制対策について検討・実施する。

2) 道路管理者（県土整備事務所、北九州国道事務所、西日本高速道路（株）、市）による通行の禁止、制限措置

道路の損壊や欠損等の事由により交通が危険であると認められる場合には、道路管理者は区間を定め道路通行を禁止または制限する。また、各道路管理者は警察署と協力しつつ警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努めつつ、その状況や規制措置ほかについて警察署へ連絡する。

### 3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、市は災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急輸送路等から優先的に応急復旧を実施する。



### 4. 相互の連携・協力

警察(公安委員会)及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について相互に連携・協力し、的確で円滑な災害応急対策を実施する。

市は道路管理者が実施する災害応急対策情報を収集し、必要に応じて住民へ広報する。

- 1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- 2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施、及び重機等支援部隊の要請。
- 3) 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- 4) 市は鉄道事業者から、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての情報等を収集する。

### 5. 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

道路管理者は通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- 1) 法令の定めに基づき、進入禁止道路標識や進入禁止バリケードの設置等の必要な措置を講ずる。
- 2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる。

### 6. 交通処理要領

災害の最も大きい現場地域付近での措置は、次の点に留意して実施する。

#### (1) 昼間の場合

災害現場にある数多くの車両を整理し、派生的な混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。

- 1) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。主要道路では道路の左側に駐車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。
- 2) 被害軽微な地域では、車両の混雑状況により一部を一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地から逃れるように整理する。

#### (2) 夜間の場合

夜間車両数は減少するが、道路上の障害が十分に把握できず、避難誘導には相当の困難

が伴うため次の措置を迅速に行う。

- 1) 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難させるため、主要交差点に警察官を重点的に配置する。
- 2) 避難者の不安や動揺を静めるため照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理並びに避難誘導にあたる。

## 第2項 海上交通規制

港湾管理者は海上並びに港湾施設にて災害が発生した場合には、第七管区海上保安本部（門司海上保安部）や港湾関係機関と連携し、次のような対策を実施する。

市は、これらの対策について必要に応じて協力する。

### 1. 港湾管理者の責務

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港等の港湾施設の使用を制限もしくは禁止し、または使用等について必要な指導を行う。

### 2. 相互連絡

第七管区海上保安本部と港湾管理者は、災害発生時その規模・態様または海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずる際には緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

なお、市は港湾管理者が実施する諸規制の情報を収集・整理し、必要に応じて関係住民へ周知する。